

平成21年度 第13回 役員会議事要旨

日時 平成21年12月21日(月)13時00分～13時50分
場所 学長室
出席者 山本学長, 和田理事, 大矢理事, 中村理事
陪席者 奥田副学長, 齊藤事務局長, 池田監事, 土橋監事

議事に先立ち, 学長から, 協議事項「第二期中期目標・中期計画(素案)の修正について」を追加する旨, 説明がなされた。

続いて, 事前に配付している前回(平成21年11月30日)開催の平成21年度第12回役員会の議事要旨の確認が行われた。

協 議 事 項

1. 就業規則関連規程等の一部改正(案)について

学長から, 国立大学法人小樽商科大学職員給与規程に規定されている職員の入試手当の一部改正を行いたい旨, 提案がなされた。

内容について, 事務局(総務課人事係長)から, 審議資料1に基づき, 説明がなされた。

【総務課人事係長説明要旨】

・本年11月30日(月)開催の役員会において, 入学試験業務に従事する事務職員(総務班及び試験場班)に対し, 1日当たり3,000円の入試手当を支給するよう, 職員給与規程を改正したところであるが, このたび, 審議資料1のとおり, 試験実施本部の業務に従事する職員(教員)に対しても, 面接員及び監督員の業務に従事する職員と同様に, 1日当たり4,500円の入試手当を支給するよう所要の改正を行うものである。

・入試手当の趣旨は, 入学試験業務に従事する全職員に対し支給するものであるが, このたび, あらためて入試手当の内容を精査したところ, 試験実施本部担当の教員に入試手当が支給されていないことが判明したので, 来年1月16日(土), 17日(日)に実施されるセンター試験に間に合うよう改正するものである。

・また, 管理職手当が支給される職員については入試手当の支給対象外とされていたが, 出題委員, 採点委員及び審査委員については管理職手当が支給されていても, 別途支給するよう併せて改正するものである。

・なお, これらの改正の施行日については, 次回の役員会(臨時)の開催日を予定している。

引き続き, 質疑応答が行われた。

【主な内容等】

・学科長等の管理職手当が支給されている教員が試験監督業務を行った場合に, 入試手当が支給されるのか。

・入試手当は, 元々, 試験当日に勤務した者に対して, 超過勤務手当を支給するという考え方で整理したものである。従って, 管理職手当が支給されている教員が, 試験監督をした場合には, 管理職手当に含まれている業務として整理し, 入試手当は支給していない。

・一方で, 出題委員, 採点委員及び審査委員については, 管理職手当とは別の業務と整理して,

管理職手当が支給されている教員にも、入試手当を支給出来るようにするものである。

・入試監督業務そのものは、一回の業務に対して支給するものであるので、入試手当を超過勤務手当ではなく一種の手当として整理し、管理職手当が支給されている教員についても、他の教職員と同様に手当の支給対象としてはどうか。

続いて、審議が行われ、国立大学法人小樽商科大学職員給与規定の一部改正案の第24条の2第2項を削除し、管理職手当を支給される職員が入試業務を行った場合には、入試手当の支給対象とする旨、修正した上で、入試手当の一部改正方針が承認された。

承認後、学長から、本件については、経営協議会に附議する事項であるが、次回の経営協議会が明年3月18日（木）となっており、センター試験に間に合わないことから、持ち回りにより附議することとし、経営協議会承認後、過半数代表への説明を経て、最終的には、明年1月16日（土）までに臨時役員会を開催し、議決する予定である旨、説明がなされた。

2. 新入生の保護者に対する小樽商科大学創立百周年記念募金について

学長から、本件については、新入生の保護者に対する創立百周年記念募金の依頼についての提案がなされた。

内容について、事務局（学務課長）から、審議資料2に基づき、説明がなされた。

【学務課長説明要旨】

・平成21年度新入生の保護者に対しての募金については、合格通知書を送付する際に学長名の「小樽商科大学創立百周年記念募金について（お願い）」（審議資料2-1）と小樽商科大学創立百周年記念募金趣意書を送付し、1口1万円で依頼したところである。

・その結果、新入生の保護者からの募金については、学部新入生554名中52名から申し込みがあり、総額55万円、募金率は9.3%と極めて低調であった。

・そのため、平成22年度新入生については、今後、予定されている教育研究振興基金（仮称）の創設も視野に入れ、学生支援事業、教育・研究支援事業、地域貢献事業など継続的な教育研究活動に活用する経費を学生1人あたり2万円とし、新入生の保護者に対して依頼する募金の額を1口2万円とすることを提案するものである。

・また、新入生の保護者に対しては、入学金・授業料とは、別に学生自治会費、緑丘会費、小樽商科大学生活協同組合費等を諸会費として、生協理事長名で「諸会費等の一括納入について（お願い）」（審議資料2-2）の旨の文書を保護者に送付して納入の依頼をしているところであるが、平成22年度からは、この3団体（学生自治会、緑丘会、生協）に加え、新たに「小樽商科大学創立百周年記念募金」を加えて募金の依頼をすることを併せて提案するものである。

引き続き、質疑応答が行われた。

【主な内容等】

・創立百周年記念募金については、緑丘会の同窓会費とは一緒にできないので、別途新たに項目を追加している。他の国立大学でも同様の例が見受けられるが、一口2万円という金額は高くはないと思う。

・創立百周年記念募金については、創立百周年が終わった後にも、教育研究振興基金への寄附として継続して行きたい。

- ・私立大学では、学生の保護者からの寄附金によって通常の大学の予算では賄えない事業を実施している例もある。学長裁量経費的な予算として、大学を個性化する事業経費に充てられている。
- ・募金の使途については、同窓会と相談し、決めることにしたい。

続いて、審議が行われ、原案どおり、平成22年度新入生の保護者に対して依頼する募金の額を1口2万円とすること及び生協理事長名による諸会費の一括納入依頼に創立百周年記念募金の依頼も行うという方針が承認された。

承認後、学長から、本件については、議題1と同様に、経営協議会に持ち廻りにより附議した上で、1月中旬頃までに臨時役員会を開催し、議決する予定である旨、説明がなされた。

3. 第二期中期目標・中期計画（素案）の修正について

学長から、第二期中期目標・中期計画（素案）については、本年6月22日開催の役員会で承認され、文部科学省に提出済みであったが、提出した素案に関して、文部科学大臣より修正及び検討の依頼があったことを受け、素案の修正案を作成したので、協議願いたい旨、提案がなされた。

また、学長から、本修正案については、目標計画委員会において承認を得たものである旨、説明がなされた。

内容については、奥田副学長（目標計画委員会委員長）から、審議資料3に基づき、説明がなされた。

【奥田副学長説明要旨】

- ・形式的な不備があるものとして、修正を求められたのは、情報セキュリティに関する記述がないとのことであった。
- ・本学では、安全管理に関する目標として整理し、情報セキュリティを充実させることを中期計画・中期目標に追加で記載した。
- ・更なる検討を求められたものとして、中期計画において、具体的な取組内容を可能な限り定量的に明らかにするように指摘されたものである。
- ・事項については、「組織及び業務全般の見直し」関係の三件の中期計画について、より具体的かつ定量的な記述に改め、さらなる具体的な方策については、年度計画において定めることとした。

引き続き、意見交換が行われた。

【主な内容等】

- ・第二期中期計画・中期目標の素案に対する指摘事項は、非常に少ないものと思われる。このことは、元の素案自体が良くできた案であったからとも言える。
- ・第一期中期計画・中期目標は200項目程度の事項があったが、第二期については、60項目程度に事項が減少したため、結果的に抽象的な表現になってしまった箇所があったと言える。

続いて、審議が行われ、原案どおり、第二期中期目標・中期計画の素案を修正するという方針が承認された。

承認後，学長から，第二期中期目標・中期計画については，承認された修正案に財務，施設，人事に関する計画を盛り込み，原案として1月20日までに文部科学省に提出する必要があるが，現段階では，運営費交付金算定ルールが決定していないため，第二期中期目標・中期計画の原案が確定できないが，原案が出来上がり次第，経営協議会に持ち廻りで附議した上で，1月中旬頃に役員会を開催し，あらためて議決する予定である旨，説明がなされた。

4．その他

次回の役員会については，協議の上，経営協議会の持ち廻りの審議を行った上で，以下のとおり開催することとされた。

入試手当の一部改正については，1月16日（土）までに，持ち廻り審議を行い，議決する。

その他の案件については，1月18日（月）13時から役員会を開催し，議決する。

引き続き，役員懇談会が行われた。

以 上